



兵労雇均発 0113 第 1 号
令和 3 年 1 月 13 日

一般社団法人兵庫県建設業協会 会長 様

兵庫労働局雇用環境・均等部長



「配偶者手当」の在り方の検討」に関する周知への御協力について（依頼）

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、女性の就業が進むなど社会の実情が大きく変化している中で、民間企業における配偶者の収入要件がある「配偶者手当」については、税制・社会保障制度とともに、女性パートタイム労働者の就業調整の要因となっていると指摘されています。

税制・社会保障制度については、配偶者控除等の見直しや被用者保険の適用拡大などの制度改正が行われており、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」についても、配偶者の働き方に中立的な制度となるよう見直しを進めることが望まれます。

このため、厚生労働省では、各企業において「配偶者手当」の在り方について検討を行っていただくため、リーフレットを活用した広報や、労使に対する働きかけ等を実施しております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解の上、同封のリーフレットの配布や広報誌への掲載等による傘下企業等への周知に御協力のほどお願い申し上げます。

なお、本リーフレット等は、以下に掲載していますので、併せて御活用ください。

○厚生労働省ホームページ「配偶者手当の在り方の検討」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/haigusha.html>

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号
兵庫労働局 雇用環境・均等部 企画課
TEL: 078-367-0700 FAX: 078-367-9050